

## 郵政労働運動と刑事弾圧の歴史

郵政(全通)労働運動の歴史は、郵政省の組合否認政策の中で、労働三権獲得の歴史であった。公労法17条による、解雇役員を認めない立場での団体交渉拒否。2年の超過勤務拒否闘争でこれを打ち破る。17条条項は削除された。団体行動権(争議権)は時間内職場集会をはじめ、休暇スト、指名ストを経て闘われたが、天王山の75年のスト権ストで敗北する。また法的には名古屋中郵裁判の最高裁判決で負け、これも終わる。そして最後の団結権の争いは78年の反マル生越年闘争で山場を迎える。郵政は違法なストを行う労働組合には法の庇護はないという態度で、組合否認を続ける。ついに越年闘争となり、79年1月に休戦をし、4月28日に大量処分を受け、また敗北する。そして、この年の10月28日に郵政と全通は正常化確認文書を締結し、抵抗闘争路線は終わる。同時に権利の全通も終わる。これが闘争の歴史であり、この過程でマル生攻撃をかける郵政の政策は、刑事事件での告訴が主流であった。1960年からわずか25年の間に、86件の刑事事件が裁判となっている。これは本部が「組合案件」として認めたものだけであり、このほかに、「組合外」の件も多数あった。また、逮捕されたが、不起訴となる事件もほかに多くあり、この数倍の刑事事件が起きていた。表にはプライバシー保護もあり、氏名は伏せさせてもらった。彼ら身を呈しての闘いにより、権利の全通は存在しえたし、いまの郵政労働運動もまた続いているのだ。1979年からの長い正常化路線を経て、JP労組(全通は)2003年8月、全郵政との組織統合を終わり、連合労組として完結した。しかし、どのような攻撃を受けようと、どのような協調路線の組合であろうと、現場の労働者は生き続けなくてはならないし、抵抗は続く。そういった現場の多数の力を信じて、郵政労働運動の復活を目指す。

郵政の刑事裁判一覧			1983年10月28日					
	支部	氏名	起訴日	裁判所	罪名	起訴休職	懲戒処分	判決
1	鹿児島	A	31, 9, 30	鹿児島地裁福岡高裁	国公法違反			罰金3000円
2	長野	T	33, 11, 19	長野岩村田支部	傷害			罰金5000円
3	中央本部	I	35、	東京地裁	建造物侵入			罰金2000円
	"	T	"					"
	"	S	"					"
4	松江	N	34, 3, 24		公妨・傷害		別件免職	懲役4月(1年)
5	中野	E	34, 11, 24	東京地裁、高裁	傷害		免職	懲役6月(3年)
	"	H	"				"	懲役4月(3年)
6	山口・須金	T	35, 3, 4	山口地裁、広島高裁	暴行、建造物侵入			罰金2000円
	"	T	"					"
7	東京中郵	T	33, 8, 4	東京地裁、高裁、最高裁	郵便法違反		解雇、33,4,28	
	"	O	"	"	"		"	"
	"	N	"	"	"		"	"
	"	K	"	"	"		"	"
	"	S	"	"	"		"	"
	"	I	"	"	"		"	"
	"	M	"	"	"		"	"
	"	T	"	"	"		"	"
8	仙台南	K	33, 12, 22	仙台地裁、高裁最高裁	傷害			罰金3000円
	"	N	"		"			"
9	仙台郵政	N	35, 1, 26	仙台地裁、高裁最高裁	暴力処罰違反、住居侵入、公妨	35, 1, 28	53, 1解雇	懲役6月(2年)
	"	K	"	"	"	"	42, 12失職	懲役4月(2年)
10	桑名	S	35, 5, 6	津簡易裁	傷害			罰金2000円
11	盛岡	H	34, 11, 26	盛岡地裁、高裁最高裁	住居侵入		42, 12失職	懲役2月(2年)

12	山口・地福	H	36、	山口地裁、広島高裁	郵便法違反		?	罰金1万円
13	島根石見	S	35, 2, 1	松江地裁、広島高裁最高裁	公文書毀損、公妨	35, 2, 20	別件で免職	懲役6月(1年)
14	福岡飯塚	N	35, 2, 27	福岡地裁・高裁	傷害暴力処罰法		停職12月	懲役6月(1年)
	"	S	"				"	"
	"	N	"				"	懲役4月(1年)
15	静岡安西	S	34, 2, 3	静岡地裁・高裁、最高裁	住居侵入、暴力処罰法	35, 1, 29	42、失職	懲役3月(2年)
	"	H	"	"	"	"	"	"
	"	K	"	"	"	"	"	"
	"	S	"	"	"	"	"	"
16	新潟長岡	W	34, 3, 28	新潟地裁・東京高裁	傷害、暴力処罰法			罰金5000円
	"	Y	"	"	"			"
	"	I	"	"	"			罰金3000円
	"	M	"	"	"			"
17	三重浜島	S	38、	津地裁	公妨		39, 6	懲役2月(1年)
18	横浜中郵	A	33,12,19	横浜地裁、高裁最高裁	公妨	?		禁固2年(1年)
	"	T						
19	広島福山	N	37,2,10	広島地裁、高裁最高裁	公妨		37、免職	懲役3月(1年)
20	新潟大川谷	H	36,7,24	新潟地裁・東京高裁	暴力処罰違反		36、免職	罰金1万5千円
	"	K	"	"	"		停職1月	罰金5千円
	"	I	"	"	"		減給1月	"
21	宮崎都城	K	34,12,29	宮崎地裁	公妨傷害	35,1,28		罰金1万円
	"	N		高裁最高裁			35、停職	罰金5千円
22	名古屋中郵第2次	H	34,12,28	名古屋地裁高裁最高裁	威力業務住居侵入	35,1,18		罰金3万円
	"	N	"	"	"	"		"
	"	U	"	"	"	"		"
	"	O	"	"	"	"		"
23	長野郵政局	M	34,12,28	長野地裁 高裁最高裁	暴力処罰法違反	35,1,28	免職	罰金5万円
	"	T	"	"	"	"	停職12月	罰金3万円
	"	N	"	"	"	"	停職2月	罰金1万円
	"	D	"	"	"	"	停職10月	"
	"	I	"	"	"	"		"
24	名古屋中郵1次	K	33,8,5	名古屋地裁高裁	郵便法違反 建造物侵入			無罪
	"	U	"	"	"			"
	"	S	"	"	"			"
	"	I	"	"	"			"
25	仙台郵政	K	35,1,26	仙台地裁、高裁最高裁	暴処法違反 住居侵入	35,1,28	42失職	懲役2月(1年)
26	金沢郵政	I	33,5,29	金沢地裁 高裁最高裁	暴処法違反 住居侵入	35,1,28	42失職	懲役4月(2年)
	"	T	"				42失職	"
27	山口下関	M	38,12,14	山口地裁	暴行		停職12月	罰金4千円
28	大宮	T	38,12,14	浦和地裁	郵便法違反 暴処法違反	35,1,28		罰金5万円
	"	S	"	"	"	"		"
	"	H	"	"	"	"		罰金4万円
29	大阪中郵	D	38,8,22	大阪地裁 高裁最高裁	公妨 建造物侵入		停職10月	懲役4月(1年)
	"	S	"	"	"		停職3月	無罪

	"	O	"	"	"	"	停職3月	"
	"	A	"	"	"	"	停職1月	"
	"	N	"	"	"	"	停職3月	懲役2月(1年)
	"	K	"	"	"	"	"	"
	"	T	"	"	"	"	"	"
30	金沢	K	35.4.14	金沢地裁 高裁 最高裁	公文書 郵 便法違反		停職6月	無罪
31	高松	Y	34.9.28	高松地裁	公妨 傷害			無罪
32	東京中郵	O	35.9.28	東京地裁 高裁	都条例違反			懲役6月(2年)
33	釜石	T	39.11.26	仙台簡裁、高裁	暴行		減給3月	無罪
34	深川	O	40.3	東京地裁	暴行	40.3.19	停職1月	罰金1.5万円
35	那覇電	K	37	中央巡回裁	公務委員法 建造物侵入	?	?	罰金8ドル
		K	"	"	"	?	?	"
		M	"	"	"	?	?	"
36	葛飾	T	40.4.3	東京地裁 高裁	傷害、暴処 法、軽犯罪	40.4.6	停職1月	罰金1.2万円
		O	"	"	"	"	"	1万円
		H	"	"	"	"	"	5千円
		S	"	"	"	"	減給8月	1万円
		S	"	"	"	"	"	"
		M	"	"	"	"	判決前退	8千円
37	鹿児島	H	39.12.31	鹿児島簡裁	侮辱			罰金5千円
	"	N	"	"	"			"
	"	N	"	"	"			"
38	広島宇品	Y	41.1.17	広島地裁、高裁	傷害	?	?	?
39	新宿	M	41.2.1	東京地裁、高裁	暴行、傷害		別件で退	罰金5千円
40	北海道猿 払	O	42.9.4	旭川地裁高裁最 高裁	国公法違反 人事規14-7			罰金5千円
41	仙台貯金	K	39.1.22	仙台地裁、高裁 最高裁	暴処法		39免職	罰金2万円
42	京都伏見	Y	43.8.13	京都地裁、京都 家裁	暴処法	43.10.7		審判せず
	"	M	"	"	"	"		"
43	中央本部	A	41	東京高裁	都条例違反			罰金5千円
44	鹿児島	N	44	鹿児島地裁高裁	公妨	44.5.9		無罪
45	京都伏見	S	43.8.13	京都地裁	暴処法	43.9.7		無罪
	"	Y	"	"	"	"		"
	"	H	"	"	"	"		"
46	仙台鉄郵	H	44.7.28	仙台地裁	建造物侵入 傷害	44.7.30	44別件免 職	罰金2.5万円
	"	S	"	"	"	"		懲役2月(2年)
47	東京国分 寺	M	46.1.26	東京地裁	公妨、傷害			罰金5千円
48	石川七尾	K	46.7.1	金沢地裁	名誉毀損	?	?	罰金5千円
	"	N	"	"	"	?	?	"
49	東京成城	A	48.3.23		暴行	?	?	無罪
50	東京豊島	H	47.3.17	東京地裁	傷害			無罪
51	大阪	H	44	大阪地裁	大阪公安条 例			無罪
52	福岡博多	N	44.9.3	福岡地裁・高裁	公妨、傷害		44.停職12 月	懲役6月(2年)
53	東京板橋	M	47.9.1	東京地裁	傷害			懲役6月(2年)
54	函館	H	48.2.3	函館地裁	傷害	48.3.3	48.別件免 職	無罪
55	福岡中郵	H	44.12.22	福岡地裁高裁	公妨傷害			無罪
56	福岡甘木	I	46.5.20	福岡地裁高裁	公妨、傷害			懲役6月(2年)
57	東京国立	K	48.7.1	東京地裁	傷害		免職、公平 審で停職	無罪

58	松江	N	44.8.20	松江地裁	威力業務妨害			罰金3万円
		A	"	"	"			"
		S	"	"	"			"
59	長崎中郵	N	45.12.28	長崎地裁	暴行傷害、道交法		停職10月	傷害無罪、罰金1万円
60	長崎大村	M	46.8.30	長崎地裁、福岡高裁	暴行		46.免職	罰金1,5万円
61	三重、菰野	M	48.2.22	津地裁	暴行傷害	43.3.31	51.別件免職	懲役2月(2年)
62	東京牛込	I	48.12.25	東京地裁	傷害		48.免職	無罪
63	福岡西	H	47.3.13	福岡地裁	傷害			無罪
64	東京空港	M	48.2.19	東京地裁	傷害		48.免職	懲役6月(2年)
	"	A	"	"	"		"	懲役8月(2年)
	"	O	"	"	"		"	懲役6月(3年)
	"	I	"	"	"		"	懲役4月(2年)
	"	A	"	"	"		"	懲役4月(2年)
65	静岡	I	47.8.27	静岡地裁	傷害、証人威迫	47.8.20	49.別件免職	罰金4.5万円
	"	U	"	"	"	"	52.減給12月	"
66	福知山新庄	O	49.6.7	京都地裁	威力業務妨害、強要	49.6.21	52.停職12月	罰金1万円
	"	N	"	"	"	"	"	"
67	島根平田	O	49.8.7	松江地裁	傷害暴処法		52.減給12月	罰金2万円
68	岩手大槌	K	49.7.31	盛岡地裁、高裁	建造物侵入			無罪
	"	S	"	"	"			"
69	大阪南	K	49	大阪地裁	傷害		49.免職	懲役10月(1年)
	"	T	"	"	"		"	懲役8月(1年)
	"	Y	"	"	"		49.停職	"
	"	I	"	"	"		"	"
	"	T	"	"	"		"	"
	"	Y	"	"	"		49.免職	"
	"	I	"	"	"		"	"
	"	N	"	"	"		"	"
70	米子鉄郵	I		鳥取地裁	傷害		51.停職6	無罪
71	香川塩江	Y	50	高松地裁	暴力		53.停職12月	罰金3万円
72	東京荻窪	M	51.107	東京地裁高裁最高裁	公妨傷害			懲役8月(2年)
73	福岡門司	M	52	福岡地裁	傷害		52.停職10月	罰金2万円
74	京都太秦	O	53	京都地裁高裁	暴力		53.停職2	罰金5万円
75	盛岡	A	49.3.26	盛岡地裁高裁	暴行		48.停職12月	罰金2万円
76	博多	S	49.12.27	福岡地裁高裁	傷害		49.免職	懲役3月(1年)
77	大阪鳳	W	49.10.16	大阪地裁	暴力傷害		49.減給12月	罰金8万円
78	東京蒲田	K	53.11.4	東京地裁高裁	公妨傷害	53.11.21		懲役8月(2年)
	"	I	"	"	"	"		"
	"	I	"	"	"	"		懲役6月(2年)
79	長崎中郵	M	44.10.22	長崎地裁	暴処法、暴行、傷害		44、8.2免職	懲役1年(2年)
	"	N	"	"	"		44,9,29免職	罰金2万円
	"	Y	"	"	"		"	罰金3,5万円
	"	M	"	"	"		"	罰金4万円
80	福島平	H	48.8.24	福島地裁、高裁	暴行、傷害		48免職	罰金7万円

	"	K	"	"	"		停職12月	罰金7万円	
	"	I	"	"	"		"	罰金5万円	
	"	M	"	"	"		停職10月	罰金5万円	
81	京都山科	H	53.3.7		暴行、公妨、暴力		停職3月	懲役5月(2年)	
	"	U	"		"		停職2月	懲役3月(2年)	
	"	D	"		"		減給8月	罰金5万円	
	"	I	"		"		"	懲役6月(2年)	
82	宮崎小林	S	84.1.28	宮崎地裁	傷害		54、免職	罰金1.5万円	
	"	A	"	"	"			"	
83	岩手陸前高田	S	54.10.13	盛岡地裁	傷害				
84	横浜中郵	M	55.4.1	横浜地裁、高裁	傷害	50.12.25	51.免職	無罪	
	"	I	"	"	"	"	"	"	
	"	H	"	"	"	"	"	"	
	"	S	"	"	"	"	"	"	
	"	M	"	"	"	"	"	"	
	"	M	"	"	"	"	"	"	
	"	K	"	"	"	"	"	"	
85	松江貯金	S	48.6.15	松江地裁	建造物侵入 公妨、傷害			懲役8月(2年)	
	"	N	"	"	"			懲役5月(2年)	
86	千葉流山	M	52.7.25	千葉地裁	国公法、公選法違反			罰金8万円	
	"	A	"	"	"			罰金10万円	
	"	A	"	"	"			罰金8万円	
	"	T	"	"	"			"	
	"	S	"	"	"			"	
	"	M	"	"	"			"	
	"	T	"	"	"			"	
	計		185人						
	休職		45人						
	解雇免職		33人						
	停職		27人						
	減給		5人						
	その他								
			昭和56年4月30日現在で係争中もいくつかある。						